

## 秋田県生涯学習センター昇降機保守業務委託 特記仕様書

### I 業務概要

- 1 業務名 秋田県生涯学習センター昇降機保守業務委託
- 2 業務場所 秋田県秋田市山王中島町1番1号  
秋田県生涯学習センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「共通仕様書」）による。

### II 業務範囲

#### 1 業務対象設備仕様

数量 : 2台

製造者 : 株式会社 日立製作所

形式 : ビルエース T54251-1

詳細 :

番号	1号機	2号機
積載量(定員)	900kg(13人)	
速度	90m/min	
制御方式	交流帰還制御方式	
停止箇所・出口方向	B1-5F 6カ所・1方向	
昇降行程	20,800mm	
戸の形式	2パネルセンターオープニングドア	
付加装置	車いす兼用仕様	-
	地震時管制運転装置等	
電動機容量	AC-15kW	
動力電源	200V 50Hz	
設置年月	昭和55年3月	

#### 2 契約種別

POG契約とする。

#### 3 点検回数

年12回定期的に点検を行うものとする。

不定期の故障についても、速やかに対応すること。

#### 4 点検内容

共通仕様書による。

#### 5 点検基準

共通仕様書及び昇降機、遊戯施設定期検査業務基準書（(財)日本建築 設備・昇降機センター発行）による。

## 6 業務の実施日時

- (1) 点検業務の実施時間は、発注者の就業時間内（土曜・日曜・祝日を除く、平日の 8：30～17：15）に行うものとする。ただし、受注者の都合により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 発注者が特別な理由により、秋田県生涯学習センター休館日または発注者の就業時間外に業務を行うことを指定する場合には、発注者と受注者が協議の上実施を決定する。

## Ⅲ 提出書類

- 1 委託業務着手届 令和8年4月1日
- 2 業務計画書 令和8年4月1日
- 3 作業工程表 令和8年4月1日
- 4 点検報告書 秋田県生涯学習センター昇降機保守業務委託契約書第22条に記載する完了報告期限まで
- 5 完了報告書 業務期限後速やかに
- 6 有資格者証の写し 業務着手前

## Ⅳ その他

### 【消耗品・修理品】

- 1 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- 2 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
- 3 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

### 【事故等の措置】

- 1 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。

### 【点検技術者】

- 1 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者1名以上で行うこと。

### 【協議】

- 1 この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。